

台湾における仮釈放の制度構造と判断基準について

呉 柏 蒼

目次

- 一、はじめに
- 二、仮釈放の要件、期間、効果及びその取消
 - (一) 刑法における形式的要件と除外類型
 - (二) 実質的要件
 - (三) 手続的要件
 - (四) 仮釈放の期間、効果及び取消
- 三、仮釈放の審査手続と仮釈放審査会
 - (一) 仮釈放の審査手続
 - (二) 仮釈放審査会と法務部による可否決定
 - (三) 受刑者の関与と不服申立
- 四、実質的要件の判断基準（旧基準）について
 - (一) 法務部通達「仮釈放処理注意事項」の定めた判断基準
 - (二) 仮釈放処理注意事項（旧基準）の運用に対する考察
 - (三) 小結—隠れ基準だった「再犯の危険性」
- 五、現行の判断基準
 - (一) 監獄行刑法における仮釈放審査項目
 - (二) 2015年通達「仮釈放審査参考基準」
- 六、現行基準に対する若干の検討
 - (一) 累進処遇とのリンクからの脱却
 - (二) 両極分化刑事政策の仮釈放での運用に孕む問題
 - (三) 消えぬ漠然とした社会感情
 - (四) 行刑理念を埋没させるおそれ
- 七、日本の制度や実務に対する示唆

- (一) 再犯のおそれ及び社会の感情について
- (二) 仮釈放不許可判断の理由の告知について
- (三) 仮釈放審理の活性化について

八、結びに代えて—残された課題—

一、はじめに

台湾（中華民国を指す、以下同じ）にある仮釈放制度は、日本法の影響を受けたという歴史的経緯を有している。台湾の現行刑法典の源流である中国清王朝末期に起草された「刑律草案」は、岡田朝太郎の協力により成立され、当時の日本刑法を手本にしたとされている。仮釈放制度もこの経緯で導入され、初期の草案（例えば、1905年と1907年の案）に「仮出獄」という規定が設けられていた。仮出獄という和製漢語は、最終的な案では「仮釈」と改められたが、この用語は制度と共に後の歴代刑法典に受け継がれて、現在の台湾刑法に至る¹。また、行刑の分野でも、台湾の監獄行刑法や累進処遇制度は、その草創期に小河滋次郎の影響を受けたことがあり、日本式の行刑の面影が台湾にもある。

一方、近年、日本法の影響を受けていた台湾制度は、長年維持されてきた古い枠組から脱皮しつつある。2010年代に、当時憲法解釈を司っていた司法院大法官が、仮釈放に関連する問題が背景となった案件について二つの解釈を作成したことによって、議論の転機がもたらされ、慢性的過剰収容が遠因だった2015年の高雄刑務所の暴動事件²を背景にして、2016年から2017年にかけて行われた「司法改革国事会議」において、あまり注目されて来なかった「監獄行刑法」の改正が議論された。これにより、監獄行刑法が2020年に全面改正・施行されている。新法において、仮釈放の手続には新たな内容が盛り込まれ、受刑者による異議申立ての手続きが新設された。

¹ 黄源盛「法律継受與法律言語的轉換」政大法学評論第145期（2016）238頁。

² 2015年2月11日、高雄刑務所に収容されていた6名の受刑者が刑務所長らを入質にして逃走を企てたが、翌日に全員命を絶ったことで、逃走が未遂に終わった事件である。

このような歴史的背景を有し、新旧共存する台湾の仮釈放制度について、それに対する考察は日本の法制度の検討にあたり示唆に富む材料であり、有用なことであると考えている。ただ、台湾における仮釈放制度に関する研究は、法学的観点による論理的整理がやや少なく、判断基準についての検討もまだ十分に行われていないように思われる。台湾の仮釈放制度に関する比較法的研究を行う際に、基礎的部分に関する整理・検討は勿論、特にその要件や判断基準に関する検討は必ず通らなければならない作業と考えている。

そこで本稿は、このような認識に基づき、まず第二章と第三章では、議論の基礎となる台湾の仮釈放制度の基本規定について概観し、第四章と第五章では、過去の改正経緯を含む台湾の仮釈放制度の実質的要件の判断基準について説明したうえで、第六章において、現行基準に対して検討を行い、そして、第七章では、日本の制度や実務に対する示唆を挙げることにしたい。なお、本稿では、特段の断りのない限り、取り上げられる法令は全て台湾法である。

二、仮釈放の要件、期間、効果及びその取消

(一) 刑法における形式的要件と除外類型

台湾法における仮釈放に関する規定に関して、まず、日本の無期懲役に相当する無期徒刑及び有期懲役に相当する有期徒刑と、短期自由刑である拘役のうち³、徒刑にのみ適用され、拘役の仮釈放はない（以下、無期徒刑を「無期刑」と、有期徒刑を「有期刑」と称する）。仮釈放制度に関連する法規定は、刑法第10章「仮釈放」に基本規定が置かれているほか、監獄行政法、保安処分執行法、行刑累進処遇条例⁴並びにそれらの施行細則には、そ

³ 有期徒刑は2か月以上15年以下とされ、加減のある場合は2か月未満に減ずるか、20年まで加えることができる。拘役は1日以上60日未満とされ、加重のある場合は120日まで加えることができる。(刑法33条第3号、第4号)。ただ、台湾法では、日本法のような作業を内容としない禁錮刑が存在せず、全ての自由刑は原則として作業が必要とされている。

⁴ 台湾では「条例」は法と同様の階級の法令である（「中央法規標準法」第2条）。

の他手続的要件や細部規定が置かれている。

台湾刑法における仮釈放規定の基本構造を言えば、後述の実質的要件と並んで、有期刑・無期刑の法定期間と最低執行期間の二つの形式的要件が設けられている。最低執行期間は法定期間の例外となり、執行が最低期間を満たさない場合、法定期間に達しても仮釈放の対象とならない。90年代以降の制度改革により、度重なる法定期間の変更や、仮釈放の形式的要件を満たしても仮釈放しえない除外類型の導入などが行われ、現在の制度に繋がった。以下、変遷の経緯について簡単に説明しておく。

台湾現行刑法の1934年制定当初、第77条にある仮釈放の形式的要件規定は、法定期間として無期刑の場合が10年、有期刑が刑期の2分の1とされ、最低執行期間が1年とされていた。以降、形式的要件は大きな変更がなく長年維持されていた。1994年、激しい過剰収容の問題に対応し仮釈放の要件を緩めた改正が行われ、有期刑の法定期間が3分の1に引き下げられ、最低執行期間が6か月に引き下げられた⁵。その後、重大事件により体感治安が悪化したことにより、1997年の改正では、有期刑の法定期間が2分の1に戻されたのみならず、無期刑の法定期間の引き上げも行われ、初犯や累犯に異なる法定期間が設けられた。その結果、有期刑の法定期間は、初犯が2分の1、累犯が3分の2とされ、無期刑は初犯が15年、累犯が20年とされた。2005年の改正では、累犯で無期刑に処される場合の法定期間規定が削除されたものの、無期刑の法定期間が一律25年と変更された。

また、1997年の改正で初めて除外類型が導入され、2005年の改正でその範囲が拡大された。1997年の改正では、強制治療を経ていない性犯罪者が除外類型とされ、2005年の改正では、強制治療を受けたものの再犯危険性が高いと思われる性犯罪者と改められた⁶。すなわち、特定の性犯罪者については、

⁵ 当時、行政院（内閣）が提出した法改正理由の一つは、174%もある過剰収容の改善のためであった。「立法院公報」83巻7期（上）（1994）150頁。

⁶ 「再犯危険性の高い性犯罪者」とは、刑法で定める特定の性犯罪を犯し、「当該の刑の執行中にカウンセリング教育または治療を受け、鑑定や評価により、その再犯危険性が顕著に低下していないと認められる者」を指している（刑法第77条第2項第3号）。

再犯の危険性が著しく低下していると判断されない限り、仮釈放の形式的要件・実質的要件を満たしても、仮釈放の対象とされない。また、2005年の改正では、さらに重罪三犯以降の重罪も除外類型とされた⁷。すなわち、重罪三犯以降の重罪については仮釈放の機会がなく、刑期を全て執行しなければならない⁸。

こうした改正を経て、現在の仮釈放の基本規定が出来あがった。すなわち、無期刑の仮釈放の法定期間が25年であり、有期刑は非累犯が刑期の2分の1で、累犯が刑期の3分の2である。但し、有期刑の執行が6か月未満の場合や、重罪三犯以降の重罪と再犯危険性の高い性犯罪者が除外される（表1参照）。なお、台湾の行刑は累進処遇制度が採用され善時制度も併用されているため、進級につれて刑期が短縮され、その際、法定期間の計算は短縮された刑期を以て行うことになることについては、注意を要する⁹。

(表1)

年	形式的要件			除外類型
	法定期間 (無期)	法定期間 (有期)	最低執行期間	
1934 (制定)	10年	二分の一	1年	なし
1994 (改正)	10年	三分の一	6か月	なし
1997 (改正)	初犯：15年 累犯：20年	初犯：二分の一 累犯：三分の二	6か月	強制治療を経ていない性犯罪者
2005 (改正)	25年	初犯：二分の一 累犯：三分の二	6か月	①重罪三犯以降の重罪 ②強制治療を経ても再犯危険性の著しい減少が認められない性犯罪者

⁷ この除外類型はアメリカの三振法を参考にしたと言われる。重罪三犯以降の重罪とは、「最低法定刑五年以上の有期徒刑にあたる罪を再度犯した者が、仮釈放期間中に、もしくはその刑の執行が終了する日又はその一部の執行の免除を得た日から五年以内にさらに故意に犯した最低法定刑五年以上の有期徒刑に当たる罪のこと」である（刑法第77条第2項第2号）。そのため、三回目の犯罪が重罪（最低法定刑五年以上の有期徒刑にあたる罪）でない場合、除外類型とされず、累犯扱いとなる。

(二) 実質的要件

頻繁に変更される形式的要件に対し、実質的要件の改変は全くないといえよう。現行台湾刑法第77条第1項「徒刑の執行を受ける者には悔悛の実証があるとき」にある「悔悛の実証（原文表記は「悛悔実摺」である）¹⁰」が実質的要件と考えられる。この文言は、台湾法の源流にあたる中国清王朝の「刑律草案」（1907年）の第66条¹¹において、既に仮釈放の実質的要件として登場した。その後の旧刑法（1928年）の第93条第1項では、「仮出獄」の文言が「仮釈（＝仮釈放）」に、形式的要件たる最低執行期間が2年に改められたことや、公文書用語や所管官庁名称の変革に応じた微修正があったが、ほぼ刑律草案の例を踏襲した¹²。条文の主語である「徒刑の執行を受け悔悛の実証があるとき」は、1934年制定の（現行）刑法にも踏襲され、以来、複数回の法改正が行われても、主語の部分は全く変更されずに現在に至

⁸ 台湾法では、併合罪のような複数の罪の処理について、各罪について個別的な量刑判断を行って宣告刑を定め、たうで執行刑を定めるとされている。複数の罪がいずれも有期刑に処される場合、最も重い宣告刑を短期に、各宣告刑の合計を長期にして、この範囲内で執行刑を定める。但し、執行刑は30年を超えてはいけぬ（刑法51条）。複数の執行刑が別々に確定された場合は、併せて執行することになる。そして、初犯と累犯の法定期間が異なるため、法定期間はその宣告刑に基づいて個別に計算する。また、除外類型とされる罪は仮釈放がないため、例え仮釈放のある罪と1つの執行刑に包括された場合であっても、その刑期全部を進行してから仮釈放のある罪の刑の計算が開始されることになる。

⁹ 行刑累進処遇条例第28の1条第3項。そのため、有期刑の場合、実際の法定期間の計算はやや流動的である。なお、進級条件となる責任点数を消化するのに時間がかかるため、累進処遇を適用することで、たとえ刑期が6か月以上の受刑者であっても、刑期が短いほど仮釈放の可能性が低いと考えられる。

¹⁰ 「悛悔実摺」の日本語訳は、小野清一郎『中華民國刑法（総則）』（中華国法制研究会、1933）306頁の訳に準ずるものである。

¹¹ 「凡そ徒刑の執行を受ける者には悔悛の実証があるとき、無期徒刑については十年、有期徒刑についてはその二分の一を経過した後、監獄官より法部に上申し仮出獄を許すことを得る。但し、有期徒刑の執行がまだ三年を満たさない者には、仮出獄は許さない」。さらに遡ると、刑律草案の1905年案の第36条においても、「悔悛の実証」という表現は実質的要件として登場した。黄源盛編『晚清民国刑法史料輯注（上冊）』（元照出版公司、初版、2010）18頁、79頁。

る。しかし、この要件は、一見普遍的な概念のようであるが、その抽象さ故に、具体化することは困難であり、寧ろ非常に難解な概念である。実質的要件の意味や、それがいかに仮釈放審査基準において具体化されるかについて、第四章以降にて詳しく述べる。

(三) 手続的要件

刑法にある形式的要件と実質的要件のほか、行刑法にも仮釈放の要件と思われる規定が置かれているが、その位置づけは必ずしも明瞭ではない。

まず、台湾では、累進処遇制度の採用により、有期刑6か月未満の受刑者を除いた受刑者を四級に分類し、その全てを入所時に四級に分類させ、所内の成績等により進級させる仕組を採っている¹³。従来法では、仮釈放と累進処遇との連動関係が明文で定められていた。2020年の全面改正以前の旧監獄行刑法第81条第1項には「累進処遇二級以上に進級した受刑者であり、悔悛し向上して仮釈放を許すべき状況に合致している者」と、累進処遇二級以上が仮釈放申請の要件とされていた。

これに関連して、行刑累進処遇条例の第76条では、「社会生活に適し仮釈放の法規定を満たしている二級受刑者に対し、仮釈放の申請を行うことができる」とされ、同75条では、一級に進級した受刑者について「仮釈放の法規定を満たした者に対し速やかに仮釈放の申請を行わなければならない」とされている¹⁴。そして、いわゆる社会生活に適する第二級の受刑者の認定について、同条例の施行細則に四つの認定項目が挙げられていた¹⁵。それに加え、累進処遇に採用されている責任点数制度を運用し、同細則57条には、一級・二級の受刑者を問わず、刑務所内での矯正教育・作業・操行の評価点が直近の3か月間良好な成績を保っていること（継続して3点以上を獲得する

¹² その条文は、「徒刑の執行を受け改悛の実証があるときは、無期徒刑については十年、有期徒刑についてはその二分の一を経過した後、監獄官より司法部に呈請し仮釈放を許すことができる。但し、有期徒刑の執行がまだ二年を満たさないときは、この限りでない」としていた。

¹³ 行刑累進処遇条例第13条。

こと)が要件として設定されている。このようなことから、従来法において、旧監獄行刑法は累進処遇での進級の状況を仮釈放の要件として、行刑累進処遇条例とその下級法令はさらに旧監獄行刑法にある「累進処遇二級以上」という要件を修正し制限をかけていたことが分かった。

一部の学説は、刑務所内での評価を保つことを前述した旧監獄行刑法第81条第1項でいう「悔悛向上」の内容としつつ、二級以上に進級したと並んで全て仮釈放の実質的要件に分類した¹⁴。施行細則の基準に従って「社会生活に適する第二級の受刑者」を認定すること自体は、仮釈放の刑法上の実質的要件に対する審査にかかりうること、そして、責任点数の消化が進級に繋がることから、これらが実質的要件とされたのは、一理あるように思われる。

しかし、改正後の現行監獄行刑法第115条第1項では、「累進処遇二級以上に進級した受刑者であり、悔悛し向上して仮釈放を許すべき状況に合致している者」の文言が削除され、単に「仮釈放要件に合致した受刑者」に入れ替わった。行刑累進処遇条例細則も、それに合わせて改正され、前述した「社会生活に適する第二級の受刑者」の認定基準は、監獄行刑法に定めた仮釈放の審査時に考慮すべき内容と重複しているという理由で削除された¹⁷。一

¹⁴ 1946年に制定・施行された台湾の行刑累進処遇制度は、昭和8年の日本の「行刑累進処遇令」を参考にしたと言われる。両者の規定の類似性が高いが、法継受の際に、省令ではなく法律にした直接的理由が判然としない。黄文農「行刑累進処遇条例的の法繼受與被繼受國の變遷脈絡」刑事政策與犯罪防治第18期(2018)26-27頁。林政祐「近代東アジアにおける行刑累進処遇制度の形成に関する考察」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報第10号(2020)23-24頁。このような背景もあり、行刑累進処遇条例を純然たる監獄行刑法の下位法令としては解釈しにくく、後述のように、その75条と76条は、仮釈放の一要件として説明するしかできない。

¹⁵ 行刑累進処遇施行細則(省令に相当)第56条には、①出所後に適当な職業を有すること、②出所後に生計を立てる技能を有すること、③出所後の固定した住所や居所を有すること、④出所後に悪い社会的感情がないと見込まれることの四つの認定項目が挙げられた。

¹⁶ 林茂栄＝楊士隆＝黄維賢『監獄行刑法』(五南圖書出版、第5版、2011)265頁。なお、同書の第8版(2021)359頁では、2020年の監獄行刑法改正後においても引き続き、累進処遇二級以上を実質的要件と解説されている。

方、細則の上級法令である行刑累進処遇条例の改正はないため、累進処遇一級または二級が相変わらず要件とされているように読み取れる。ただ、「社会生活に適する第二級の受刑者」の認定基準（註15参照）が削除されたことにより、それらの要件にあった独自の意味がほぼ失われているのみならず、上記各内容は仮釈放の申請権限を持つ刑務所を規律するものであることを含めて勘案すれば、現行の行刑累進処遇条例の第75と76条は、せいぜい、一級受刑者は原則申請、二級受刑者は裁量申請という、刑務所側に対する手続的指示の意味に止まっていると思われる¹⁸。

また、監獄行刑法にある「累進処遇二級以上」の要件が取り外された理由である「刑法第77条（筆者註：仮釈放の基本規定）に合わせる」¹⁹という説明からすれば、累進処遇制度改正ないし廃止への布石²⁰に加え、累進処遇の進捗状況がこの規定を介して、刑法にある「悔悛の実証」という実質的要件の判断への侵食を食い止めるねらいも推測しえよう。

（四）仮釈放の期間、効果及び取消

仮釈放の期間について、台湾刑法では、有期刑はその残刑期間とされているが、無期刑は日本法と異なり、仮釈放後20年とされている。期間内に取消しかなかった場合、未だ執行されていない刑期は既に執行されたものとして論ずるとされている²¹。

¹⁷ 審査時考慮すべき内容は法務部の通達による。後出表2はその概ねの内容である。

¹⁸ 一方、刑務所内での成績を保つという要件は、細則の改正後も維持されており、刑務所側が仮釈放申請を行う際に、その制限に縛られることになるため、現状では、受刑者の累進処遇での評価が仮釈放に影響を与えていることは変わっていないと思われる。

¹⁹ 「立法院第9届第8会期第13次会议議案關係文書」討197頁、『立法院公報』第108卷第103期（4746期第2冊）（2019）院会記録433頁等参照。

²⁰ 2016年から2017年にかけて行われた「司法改革国会会議」では、累進処遇を廃止することまたは仮釈放の運用と切り離すことを検討する議決がなされた。総統府『総統府司法改革国会会議成果報告』（2017）72頁。

²¹ 刑法第79条1項。但し、第79条の1第4項によれば、複数の有期刑を併せて執行する場合、その残刑の合計が20年を超える場合は20年とする。

仮釈放により出所した者は、その期間中、保護観察に付する²²。台湾では、保護観察は保安処分的一种として位置づけられているため、仮釈放と同時に保安処分である保護観察が開始する。この意味では、台湾の仮釈放は保安処分条件付の釈放と言えよう。

また、台湾法において、仮釈放の取消は二種類設けられている。刑法では、仮釈放期間中にさらに故意による罪を犯した場合の必要的取消が定められているのに対し²³、保安処分執行法では、保護観察の遵守事項に違反しその状況が重大と思われる場合の裁量的取消²⁴が定められている。台湾現行刑法制定以来の規定として、仮釈放期間中にさらに故意による罪を犯した場合は、仮釈放の必要的取消事由とされてきたが、この内容は2020年11月の司法院大法官解釈²⁵第796号によって違憲と宣告され、一部効力が失われた²⁶。翌年の改正（2022年1月公布）の刑法第78条によれば、仮釈放期間中の故意の

²² 刑法第93条第2項。

²³ 刑法第78条第1項。

²⁴ 保安処分執行法第74条の3。

²⁵ 台湾制度では、憲法解釈（違憲審査）は司法院大法官の権限とされ、大法官は大法官會議を開き、行った判断は「大法官解釈」という形式を以て宣言された。大法官會議及び大法官解釈制度は、2022年1月4日に廃止され、代わりに（大法官が審理を行う）憲法法院がその機能を果たすこととなった。

²⁶ 台湾刑法の従来の規定として、仮釈放期間中の故意の再犯があれば、その犯罪内容にかかわらず仮釈放の必要的取消という効果が付与された。しかし、再犯とはいえ、執行猶予判決もありえるのに加え、刑法第41条換刑処分の規定によれば、法定刑の長期が五年以下の有期刑である罪を犯し、6か月以下の有期刑の宣告を受けた場合においても、罰金または社会奉仕労働に換えることができる。6か月以下の短期自由刑の量刑において、裁判官が換刑処分を想定しながら行うと考えられる。すなわち、仮釈放期間でない場合において、故意による罪を犯し、執行猶予付有期刑判決、あるいは、罰金刑又は社会奉仕労働への換刑処分のできる6か月以下の有期刑判決を受けた場合、刑務所収容に至らないこともあるにもかかわらず、仮釈放期間中に犯した場合、（改正前の）刑法第78条第1項（必要的取消）の文言に従えば、刑の宣告の内容を問わず、一律、仮釈放が取り消され、残刑執行になる。これは仮釈放の目的とされる受刑者の社会復帰という目的の達成を減損するため、本条項について、大法官は、「この範囲内において、その手段と目的との関係上、憲法の比例原則及び人身自由保障規定に反している」と違憲判断を下した。

再犯であっても、刑の執行猶予または6か月以下の有期刑の宣告を受けた者は、裁量的取消に止まり、6か月を超える有期刑宣告を受けた者だけは、必要的取消とされている。

取消の手續について、取消事由があった場合、刑務所長が法務部（日本の法務省に相当する省庁、以下同じ）に申請し、法務部が取消の決定を行うという構造を取っている²⁷。検察官には申請権がなく、刑務所長に通告して請求するという形で運用されているが、保護観察は検察署が担当するため、特に裁量的取消の場合、実際は保護観察を担当する検察署の保護観察官が検察官経由で、刑務所に通報して請求することが多い。なお、検察官が通報を行う際、仮釈放者に意見を陳述する機会を与えなければならない²⁸。

三、仮釈放の審査手續と仮釈放審査会

（一）仮釈放の審査手續

台湾の現行の仮釈放審査・決定手續について、刑法第77条に定めた「刑務所が法務部に申請（する）」という大枠の下で、監獄行刑法などの法令により、刑務所の「仮釈放審査会」の議決と法務部の可否決定という二段階で成り立っている。すなわち、「仮釈放審査会」に諮る案を提出する権限は刑事施設側にあり、最終的に仮釈放の決定権限は主務官庁である法務部にあり²⁹。審理・決定の手續の概略は、以下のとおりである³⁰。

²⁷ 保安処分執行法第74条の3。この条文は裁量的取消についての規定であるが、実務では、必要的取消の場合においても、同じように行われている。

²⁸ 法務部（通達）2000年9月8日法保字第000589号。

²⁹ 刑法上の基本規定について、古くから、刑事施設側が主務官庁に申請するという形を取ってきた。例えば、刑律草案の1905年案及び1907年案とその後の「暫行新刑律」では、「監獄官より」主務官庁（の刑部または法部）に申請するとされ、1927年制定の中華民国刑法（旧刑法）第93条では、監獄官より司法部に申請するとされた。現行刑法の制定当時（1934年）では、監獄長官が司法行政最高官署に申請するとされ、1994年の改正により「監獄が法務部に申請」と改められた。その時代の公文書用語の習慣に合わせて、使われた表記（申達、呈、報請など）や主務官署の変遷があったものの、基本構造は変わっていない。

- ①仮釈放要件を満たしていると思料される受刑者を選び出し、その受刑者に関する六種類の審査資料を用意し、仮釈放審査会に付する（表2参照³¹）。資料には、当該受刑者を担当するチームの意見³²、受刑者の意見や被害者の意見が含まれる。
- ②仮釈放審査会が審査を行う。書面審査を基調とするが、必要と思われるときは、ビデオリンクなどの方式で受刑者との面談を実施する。審査結果は、無記名投票の多数決で議決する。
- ③審議された案件は、刑務所が法務部に報告し、法務部矯正署がその書面に基づいて、さらに可否決定を行う。
- ④仮釈放によって出所した者に対し、必要的保護観察が付けられ、保護観察は保安処分的一种であり、その執行は裁判所の裁判によるとされているため³³、仮釈放許可処分が行われた場合、検察署は裁判所に保護観察の決定を申請したのち、刑務所が受刑者を釈放する³⁴。

（表2）

項目	含まれるべき情報
一、犯罪状況	①犯罪動機、②犯罪の方法と手段、③犯罪による損害
二、所内行状	①評価記録、②補導記録、③賞罰記録
三、犯罪記録	①過去の裁判要旨又はその記録、 ②過去に刑罰又は保安処分を受けた記録 ③仮釈放又は執行猶予の取消し記録
四、教化矯正処遇効果	①累進処遇の各成績評価 ②個別処遇計画の執行状況 ③教化指導・職業訓練及び作業の状況
五、更生計画	①出所後の適切な仕事又は生活に関する計画の有無 ②出所後の生計を立てる技能の有無 ③出所後の帰住先の有無
六、その他の事項	①接見通信の対象者及びその頻度、家庭のサポート状況 ②同一事案の仮釈放の状況 ③弁償又はその計画、修復的取組みの進捗状況 ④犯罪所得追徴の納付状況又はその計画 ⑤被害者又はその遺族の意見陳述 ⑥受刑者の意見陳述 ⑦その他受刑者の行刑に関する事項

(二) 仮釈放審査会と法務部による可否決定

前述のように、台湾の仮釈放審査は二段階で成り立っており、第一関門となるのは刑務所の「仮釈放審査会」の審査である。仮釈放審査会制度の前身は「仮釈放審査委員会」であり、仮釈放審査委員会が導入される以前は、仮釈放の第一段階の審査は典獄長（刑務所長）を始めとした刑務所の幹部から組成する「監務委員会」が行っていた。しかし、監務委員会は、仮釈放のみならず、受刑者の処遇やその他刑務所内の重要行政事項の決議も行い、刑務所事務の中核的な存在である一方、刑務所内部のメンバーだけで仮釈放審査を行う公平性・公正性や客観性が疑問視され、2001年に仮釈放審査委員会が導入された³⁵。

2020年の監獄行刑法の改正により、機能が仮釈放審査委員会に相当する「仮釈放審査会」が導入された。合議制委員会の性質は変わらず、委員構成についての規定も微修正に止まりながらも、その設置根拠は、刑務所組織に関する法令から監獄行刑法（仮釈放の章）に変更され、委員の構成面も保護観察や社会福祉の人材が例示されていることから、現行法は従前より仮釈放者を社会へ繋げることを重視する姿勢が伺える³⁶。もっとも、仮釈放審査会

³⁰ 法務部（通達）2020年7月15日法令字第1090200483B号「受刑人假釋實施辦法」第2ないし5条、第7条、第9条。監獄行刑法第115ないし118条。

³¹ 現行監獄行刑法に仮釈放の際に審査すべき事項について定められており、これを受け、通達「受刑人假釋實施辦法」第3条にその審査事項のために用意する情報が定められている。表2は、当条項により作成したものである。

³² これが「その他受刑者の行刑に関する事項」（表2の六の⑦）に含まれ、刑務所の分類調査、教育、作業、衛生、警備、総務の六部署の意見が付される。

³³ 保安処分執行法第4条第1項。

³⁴ 手続の構造側面だけ見れば、保安処分に関して裁判所は関与する余地はあるものの、現行法では裁判所は検察官の申請を否定する根拠がなく、形式的審査に止まっている。

³⁵ 「仮釈放審査委員会」は、委員7名から11名で構成され、各刑務所に設置されていた。委員の構成について、刑務所長、教育部長、警備部長が指定委員とされ、ほかの委員は刑務所が心理学、教育学、社会学、法律学、犯罪学、監獄学の専門家及びその他社会の適切な人物から選び任命する（任期6か月、無給職）とした。議決は、過半数の審査委員の出席と出席した委員の多数決が議決の条件とされていた。「法務部矯正署所属各監獄假釋審査委員会設置要点」（旧規定）第2点、第6点。

はあくまでも刑務所内に設置される委員会であり、外部委員が多数占めているものの、刑務所がそれを招聘するとされるのに加えて、審査する案件も所内部門から送付されるものに限られ、職権で案件審査を開始する法的根拠もなく、独立した地位を有する機関とは言い難い³⁷。

仮釈放審査会が審査した案件について、法務部がさらに可否決定を行う。監獄行刑法では、法務部はあがった案件について、その理由または証拠資料が不十分であると認めるとき、刑務所に補正を求める権限があるとされていることから³⁸、決定する際に、実質的審査を行う余地があるように思われる。しかし、従来制度の状況を含め、法務部では具体的にどのように行われるかについては、明らかにされていない。2020年の監獄行刑法の改正前の研究として、法務部の審査基準は仮釈放審査委員会の基準とは一致せず、より政策的観点で可否を決定したという研究者の意見も見られる³⁹。仮釈放審査会で認める議決とされた案件のうちの約2割が法務部レベルで否決されているのが現状である⁴⁰。

³⁶ 「仮釈放審査会」の設置や委員構成について、各刑務所に設置し、1月1回以上会議を開くとされ、委員7名から11名で構成し、刑務所長及び刑務所長の指定した刑務所代表を指定委員とし、その他委員は、刑務所が心理学、教育学、法律学、犯罪学、監獄学、保護観察学、社会福祉または関連する分野の専門的知見のある人物を招聘し、その任期は1年で無給職であるとされている。監獄行刑法第119条第1項、法務部通達「受刑人假釋實施辦法」第5条ないし第7条

³⁷ 旧仮釈放審査委員会の運営に対して、刑務所側は都合の良い外部委員だけを招聘する傾向が強く、審査も刑務所の意思に従うことが多いという批判的見解がある。林順昌「回顧台湾假釋制度併論其問題與展望」、全國律師2020年3月号（2020）65頁。この指摘は、現制度においても意味があると思う。

³⁸ 監獄行刑法第118条第1項後段。

³⁹ 蘇恒舜「假釋實質要件「悛悔實據」之研究」中央警察大学犯罪防治学報第16期（2012）92頁。陳玉書＝林学銘＝蘇昱嘉「受刑人假釋准駁影響因素研究」執法新知論衡第3卷第2期（2007）20頁。また、ごくまれに社会の注目を集める重大事件の受刑者の仮釈放案件について、法務部は取材に応じて、あるいは、プレスリリースによって主要理由を公表したことがある。

⁴⁰ 2011年から2020年の法務部レベルでの許可率は、72%から83%の間を推移している。法務部司法官学院編『109年犯罪状況及其分析』法務部司法官学院（2021）168頁。

(三) 受刑者の関与と不服申立

2020年に行われた監獄行刑法の全面改正は、仮釈放における受刑者の関与及び不服申立に関する新規規定が導入されたことが大きな目玉である。具体的には、①受刑者に意見陳述の機会と資料閲覧請求権が付与され、②仮釈放不許可決定、仮釈放中止決定⁴¹、または仮釈放の取消決定に対し不服とする場合の覆審制度（正式用語は「復審」である。以下同じ。）が導入され、覆審決定に対して不服とした場合、行政訴訟への道が開かれる、という二つである⁴²。

意見陳述と資料閲覧について、まず、仮釈放審査会を開く前に、受刑者に意見陳述をする機会を与えなければならない⁴³。陳述は口頭または書面によるとされ、弁護士又は保佐人に委任してこれを行うことが許され、そして、口頭による陳述の場合、ビデオ録画、ビデオリンク、電話などの方法が許される⁴⁴。提出した書面または作成した記録は、仮釈放審査会に諮る案件の資料として提出される。そして、受刑者は、刑務所に対し、仮釈放審査に関する資料を閲覧、謄写又は複写を請求することができる⁴⁵。

覆審制度について、受刑者が、仮釈放不許可決定、あるいは、仮釈放中止決定に対して不服とする場合、処分決定書を受け取った日の翌日から十日以内に法務部に覆審を提起することができ、仮釈放の取消決定に対して不服とする場合も同様である⁴⁶。覆審の審議は、法務部に設置される委員9人から

⁴¹ 仮釈放許可決定が行われた後、受刑者が釈放される前に、受刑者が重大な規律違反をした場合、刑務所の申請により決定機関が許可を撤回することを指す。台湾法の条文用語として、これは仮釈放の廃止と呼ばれるが、本稿では中止と訳す。

⁴² 受刑者の関与と不服申立に関する諸制度の導入は、仮釈放の取消決定や不許可決定を背景とした案件について司法院大法官が作成した二つの大法官解釈（2010年第681号、2011年第691号）に深く関係している。この二つの解釈は、受刑者人権に関するものである一方、台湾における仮釈放に対する理解についても重要性もある。これについては、また別稿で論ずるとしたい。

⁴³ 監獄行刑法第117条第1項。

⁴⁴ 受刑人假釋實施辦法第4条。

⁴⁵ 監獄行刑法第117条第2項。但し、政府情報公開の制限事由に該当する内容の閲覧は除外されているため、受刑者は全ての資料を閲覧することができない。

なる覆審委員会が行う⁴⁷。覆審審議を行う際に、申請人又はその代理人、保佐人に意見を陳述する機会を与えなければならない⁴⁸。覆審委員会は審議結果により、覆審申請に理由がないと認めるときにはそれを却下し、理由があると認めるときには原決定に対して取消または変更の決定を行う⁴⁹。そして、覆審決定を不服とする場合、決定書を受け取ってから30日以内に、書状で刑務所の所在地、または保護観察執行地を管轄する地方裁判所行政法廷に取消訴訟を提起することができる⁵⁰。なお、覆審と異議の申立は、いずれも委任弁護士による提起が許され、覆審や異議の申立の提起には刑の執行を停止する効力がない⁵¹。

四、実質的要件の判断基準（旧基準）について

前述のように、台湾法における仮釈放の実質的要件は、刑法第77条第1項でいう「改悛の実証」のみである。従来、その意味や判断方法に関して、法務部が発した通達が重要であると考えられてきた。諸通達のうち、法務部が1981年に発して、その後も複数回の修正を加え、2020年まで有効だった通達「仮釈放処理注意事項」（正式名称は「辦理假釋應行注意事項」である）は、当時、「改悛の実証」の判断基準に最も近い公式的見解であったと思われる⁵²。また、2020年に改正された監獄行刑法の第116条は初めて、法律レベルで仮釈放の審査項目について提示した。それを受け、通達等下級法規が整

⁴⁶ 監獄行刑法第121条。

⁴⁷ 監獄行刑法第123条。委員の構成として、法務部またはその所属機関の代表者4人、学者、専門家または公正さの認められる有識者の5人から組織するとされている。

⁴⁸ 監獄行刑法第130条第1項。

⁴⁹ 監獄行刑法第132条。

⁵⁰ 監獄行刑法第134条第1項。

⁵¹ 監獄行刑法第121条第1項、第122条。

⁵² 「辦理假釋應行注意事項」が発される以前、1948年の法務部の前身である旧司法行政部通達「假釋審査規則（＝仮釈放審査規則）」があった。但し、この規則は行刑の独立性に反し、刑罰理論に抵触するという批判があった。丁道源「假釋制度之理論與實際」国立政治大学学报第17期（1968）211頁参照。

備され、判断基準が一層明確にされた。現行法における「改悛の実証」にどのような意味が付与され、どのように判断されるかを解明するには、従前の規定から今日までの変遷の軌跡を紐解く必要があると思われるため、この章では、主に2020年の改正前の基準について説明と検討を行う。

(一) 法務部通達「仮釈放処理注意事項」の定めた判断基準

法務部通達「仮釈放処理注意事項」（以下「処理注意事項」と略称する）は、「改悛の実証」の判断に関する公式的見解として重要な意味があった。1996年の全面改正後の「処理注意事項」の第二では、「仮釈放審査委員会は、仮釈放案件について、処遇担当チーム及び教育部門の意見、受刑者の受刑中に關する事項、受刑者の仮釈放後の社会感情を詳細に審査し、改悛の実証があると認めるときに、決議を経て仮釈放の申請を行うものとする。（以下省略。下線は筆者による）」とい内容が定められていた。それに加え、同第五に「その犯罪に道義上または公益上有恕できる状況の有無についても斟酌する」との指示が置かれていた⁵³。

学説見解の多くは、この「処理注意事項」に示された審査事項・内容のことを判断基準として⁵⁴、判断を行う際に、当事項に提示された複数の審査内容を総合的に考慮すると理解していた⁵⁵。これが「基準」であることを前提にして、「処理注意事項」の第二の書きぶりから推察すれば、実際、この通達でいう仮釈放の判断基準は、ほぼ「受刑状況（の良否）」と「社会感情

⁵³ 第五の文言は「受刑者の改悛を審査するために、その日常の言動を詳しく考察することにより、（改悛の）真偽を判断し、その犯罪における道義上または公益上有恕できる状況の有無についても斟酌する」としていた。この内容には、判断方法に対する指導と判断の際に考慮すべき材料の例示が混在していた。

⁵⁴ 例えば、蘇恒舜・前掲註（39）92頁、曾淑萍「假釋審査委員之性別對於假釋審査決意之影響初探：DEMATEL之應用」中央警察大学犯罪防治学報第16期（2012）117頁、張淑中「我國假釋運作問題檢討與政策建議」犯罪、刑罰與矯正研究第3卷第1期（2011）78頁。周憐嫻「危險的美德—論假釋制度中無理性節制的救免與同情」月旦法学雜誌第167期（2009）151頁以下。

⁵⁵ 謝如媛「台湾における仮釈放の動向」神戸法学年報第30号（2016）71頁。

(の是認)」の二つに言い換えることが出来ると言えよう⁵⁶。

加えて、従来、受刑状況の良否をとりわけ重視し、これを恰も判断基準の大部分であるように理解する見解が多く見られた。例えば、「改悛の実証は、受刑者の主観面と客観面の実際の状況を総合的に考慮し、刑の執行期間にあった各累進処遇の成績を基礎にして審査し、受刑者に改善更生など刑の執行を免ずる有利な状況があるかを考慮することを指し」、特に受刑者の執行中の反応や態度が最重要である、という見解が典型例である⁵⁷。実際、「処理注意事項」の第二にある「受刑者の受刑中に関する事項」について、同通達の第三には、累進処遇の各成績、奨励と懲罰の記録、健康状態、生活技能、その他執行に関する事項の五つが提示され、刑務所内の成績状況に重点を置いた内容であったと思われる。

また、社会感情の是認について、「処理注意事項」の第二でいう「受刑者の仮釈放後の社会感情」について、同通達の第四では、警察機関による資料の再確認及び警察の意見、受刑者の家庭及び地域の感情、被害者に対する悔悟の程度、被害回復の状況、出所後の生活計画、被害者の感情、の六つの項目が含まれるとされていた。同通達第二の改正の経緯を見れば、「受刑者の仮釈放後の社会感情」は「犯罪に関する全ての状況」に代わって審査内容となったわけであって、服役の原因となる犯罪の犯情や一般情状への考慮に比べ、やや展望的・予測的なものであった⁵⁸。

⁵⁶ このように主張する意見として、謝如媛・前掲註(55)86頁がある。また、蘇恒舜「毒品犯罪受刑者假釋審査決意分析」警察行政管理学報第10期(2014)201頁にも、類似する意見が見受けられる。

⁵⁷ 蘇俊雄「假釋制度的法理問題－刑罰再社會化機制強化」法令月刊第51卷第1期(2000)10頁。

⁵⁸ 1996年の改正前の同通達では、「受刑者の仮釈放後の社会感情」にあたる部分の文言は「受刑者の犯罪に関する全ての状況」であった。受刑者の犯罪に関する全ての状況は、犯罪の回数、種類、動機、手段、犯罪時の年齢、犯罪後の態度、社会の感情で判断するとされていた。

(二) 仮釈放処理注意事項（旧基準）の運用に対する考察

このように、仮釈放の実質的要件である「改悛の実証」について具体的な判断内容を提示した「処理注意事項」は、基準として理解されていた。しかし、実際、「処理注意事項」の中身は判断の項目ないし対象の羅列に過ぎず、複数の項目を総合的に考慮し判断するとはいえ、基準らしい例示が見えてこなかったことが問題であった。それに加え、実際の運用では、極めて抽象的である「改悛の実証」について、通達に記載されている内容のみに沿って判断していたのか、それとも、その他基準もあったのかについては、疑問に思われた。過去には、「仮釈放処理注意事項」に対する研究は、運用面では法規定と異なる実状があったと指摘した⁵⁹。

まず、旧制の仮釈放審査委員会の時期に刑務所レベル又は法務部レベルにて審査に携わった審査者に対して行った実証研究は、審査者は、再犯危険性、改悛の程度、手続的要件への合致の三つの側面から「改悛の実証」を判断していたと結論付けている⁶⁰。これによれば、改悛が認められれば再犯危険性のないことが推認され、そして改悛の程度は主に刑務所内の行状と犯罪による損害の回復で判断されていた。刑務所内の行状は、規則違反や褒賞の有無、日常の言動、受刑生活の順応性で判断するが、刑務所規則の遵守がその中核であり、刑務所内での規則不遵守があれば、将来社会内での法律遵守も期待できず、そして、犯罪による損害の回復については、主に罪を認める意識と被害回復の有無が考慮されていた。また、手続的要件を満たしたか否かを重視しがちな現象も指摘され、累進処遇点数の獲得状況や二級以上への進級実績、仮釈放審査委員会の許可議決の三つが特に重視されていた。仮釈放審査委員会の決議を経た案件であれば、「処理注意事項」第二に定める内容に合致することを意味し、受刑者の改悛も推認されやすいと考えられたた

⁵⁹ 以下取り上げた学者の研究は、必ずしも法学の視点による研究とは限らず、犯罪学の実証手法を駆使した実証研究もあり、研究で使われた用語の定義も必ずしも通達の文言と一致しているとは限らないことを付言しておく。

⁶⁰ 蘇恒舜・前掲註(39)98頁以下。なお、以下の本文において要約した内容の出所も同様である。

めである。累進処遇において、安定した点数の累積が改悛の実証として考えられ、二級以上への進級も刑務所内での行状への良い評価があったことにより進級に繋がったため、改悛の実証が推認しえたと考えられ、また、法務部での審査は、特に形式的側面ばかり重視する傾向があったと指摘している。

また、旧制の仮釈放審査委員会の委員を対象にして、DEMATAL という意思決定に係る要件を抽出する社会的構造分析手法を駆使した研究は、犯罪の重大性と再犯の危険性が審査で核心的要素として考慮されていたと指摘した⁶¹。この研究は、審査委員が仮釈放の可否を決断する際に考慮していた要素を、犯罪の重大性（侵害の法益類型とその程度、及び犯罪による損害の回復を指す）、再犯の危険性、処遇効果（執行率、却下回数、改悛の程度を含む）、政策や世論への配慮という四つに分類して分析した結果、審査委員の考慮要素の中核は犯罪の重大性と再犯の危険性であり、この二つの要素が影響しあっていただけでなく、処遇効果に対しても、政策や世論への配慮に対しても影響を及ぼしていたことが分かった。また、実際の審査では、その他の材料から改悛の実証を判断するより、犯罪の重大性と再犯危険性に沿って判断したほうが行いやすいため、これらが判断結果に大きく影響を与えていたと指摘し、犯罪の重大性があるほど、再犯危険性が重視されていただけでなく、処遇効果として現れた受刑者の改悛の程度が疑われやすくなり、より高度な改悛が求められていたと同時に、政策や世論への配慮もより考慮されていたと指摘している⁶²。

また、「処理注意事項」で審査内容として求められていた「受刑者の仮釈放後の社会感情」について、別の研究では、警察は減多に反対以外の意見を示さず、参考にならないことが多かったのに加え、被害者感情調査に協力する被害者が限られ、判断に供する情報が少なかったと指摘しつつ、世間が注

⁶¹ 曾淑萍・前掲註（54）109頁以下。この論文は、審査委員の性別の違いと決断への影響要素との関連性を解明することを目的にしているが、性別にかかわらず全体の状況も示している。

⁶² 例えば、薬物の自己使用と殺人罪の違いによって、受刑者の再犯危険性への評価が変わる。曾淑萍・前掲註（54）127頁。

目する重大事件の場合、社会感情はややもすれば「世論的」社会感情に変質し、世論を配慮するために審査を厳格にする傾向があったと指摘している⁶³。

(三) 小結—隠れ基準だった「再犯の危険性」

このように、通達「処理注意事項」の時期において、仮釈放審査に携わった審査者が「改悛の実証」を判断する際、一応、当通達に掲げられた「受刑状況（の良否）」や「社会感情（の是認）」に呼応するような審査を行っていたとは言え、他方、実際に考慮した諸要素は再犯の危険性の推認に用いられたことが多く、「再犯のおそれがないこと」が「改悛の実証」と相互に証明しあう表裏一体のものというような認識が伺えた。「再犯危険性のないこと」が仮釈放の実質的要件の判断基準になっていなかったにもかかわらず、不文律でありながらも、それが常に重く考慮されていた⁶⁴。

実際、1996年の改正以前の「処理注意事項」に、上記の図示的理解のような文言が存在した。当時の通達の第二によれば、監務委員会は所定内容について詳細に審査し、「改悛の実証があり、再犯のおそれのないと認める者に対し、決議を経て仮釈放の申請を行うものとする」とされていた。上位規定たる刑法の文言と照らし合わせれば、「改悛の実証があり、再犯のおそれのないと認める者」が、「改悛の実証がある」ことを意味することとなり、「再犯のおそれのない」ことが改悛の実証の解釈として両者同一視される余地は大いにあり、この点は、根強い認識の証左でもあると考える⁶⁵。

⁶³ 蘇恒舜・前掲註(56)、214-216頁。この研究は、旧制の仮釈放審査委員会の審査者が薬物犯罪の仮釈放審査を行うことを想定したものではあるが、そこで示した審査者の意見と研究結果は、薬物犯罪以外の犯罪にも及んでいる。また、薬物犯罪に限定した研究見解であると思われるが、審査の際に考慮される内容として、改悛の程度、再犯危険性に加え、犯罪の社会への類型的危害性、刑の執行率、社会復帰への考慮も加えられ、より複雑な内容が絡んでいることが判明した。

⁶⁴ 蘇恒舜・前掲註(56)、207-211頁においても、審査委員は社会通念上反復しやすい犯罪の審査案件に対して、再犯危険性が高いことを理由にして不許可にする傾向があると指摘する。

このように、「処理注意事項」は審査時の判断項目について羅列したものの、基準としての働きが不十分であった。その影響により、各刑務所が仮釈放審査を行う際に、各自の基準で実施する事象が生じた。その理由もあり、2015年、基準の統一を求める国会の意見⁶⁶に対し、法務部は新たな通達「仮釈放審査参考基準」⁶⁷（正式名称は「假釋審核參考原則」である。以下「審査参考基準」という）を発した。この通達は、一時期、「処理注意事項」と平行に有効とされていたが、2020年に改正された監獄行刑法が仮釈放審査基準の制定・公開を法務部に義務付けたことにより⁶⁸、「審査参考基準」がその基準となった。そして、新しい監獄行刑法の施行に伴い、40年近く運用されてきた「処理注意事項」が廃止された。

五、現行の判断基準

（一）監獄行刑法における仮釈放審査項目

現行監獄行刑法では、仮釈放審査の際に審査すべき項目について、初めて法律レベルで明文化され、通達「審査参考基準」が仮釈放の判断基準となり、そして、前出表2で示した仮釈放審査の際に提出すべき情報資料の根拠である通達「仮釈放実施方法」（前出註（30）でいう「受刑人假釋實施辦法」を指す。なお、註（31）参照）の第3条も、仮釈放審査事項の具体的範囲を理解するのに重要性がある。この3つが台湾の現行の仮釈放許可判断の場面で重要な法規となっている。

まず、監獄行刑法第116条第1項では「仮釈放の審査は、受刑者の犯罪状況、所内行状、犯罪記録、教化矯正処遇効果、更生計画及びその他事項を斟酌し、総合的にその悔悛の状況を判断するものとする」とされ、仮釈放の6

⁶⁵ 刑法上の実質的要件に呼応する規定手法や仮釈放の申請構造から見て、日本の昭和期の「仮釈放審査規程」の内容を彷彿とさせる内容であると言えよう。

⁶⁶ 『立法院公報』第104卷第16期（2015）369頁。

⁶⁷ 法務部2015年5月11日法矯字第10403004500号。

⁶⁸ 第116条第2項「法務部は、（中略）仮釈放審査参考基準を定めそれを適切な方法により公開しなければならない」。

つの審査項目を明示した。審査の項目を示す意味では、当条項は前出の廃止となった「処理注意事項」の第二の働きに代わって、さらにそれを法律レベルに高めたと理解しえよう。

刑法上の仮釈放実質要件の判断の道筋を示す役割は勿論だが、仮釈放の審査事項が行刑法に置かれる意味として、仮釈放が行刑の目的に寄与する制度の一つである以上、当条項により示した内容も、その目的に寄与するものであるべきと考えられる。改正後の監獄行刑法の第1条では、「監獄行刑の矯正処遇の目的を達成し、受刑者の改善更生を促進し、その社会への適応能力を養うこと」が法の目的として掲げられ、受刑者の自覚による改善更生や社会復帰を促進する面では、旧法⁶⁹より強調されていると言われ、当条項もそれに歩調を合わせたと考えられる。実際、第116条第1項を過去の「処理注意事項」と比べると、両者の間に大きな違いが見られる。まず、「処理注意事項」は実質、受刑状況と社会感情を判断事項にして、累進処遇進級を条件にした背景で、結局、所内の成績が受刑者の悔悛状況と見なされ、刑法上の実質的要件が形式的に判断される弊害がもたらされた。これに対し、新法は判断事項を細分化して、所内行状への考察に偏重することなく、処遇効果や更生計画も同様の重さで要求され、累進処遇の進級を要件としない前提下、累進処遇成績があくまでも処遇効果の一内容として審査されることから、従来の形式主義への反省が見られる。加えて、社会内処遇の実施による仮釈放者の社会復帰への寄与が積極的評価対象とされるべきであるにもかかわらず、それが全く審査で見えなかったという従来の問題について、更生計画を審理事項にすることが、問題を正面から答えたといえよう。さらに、「処理注意事項」にあった「釈放後の社会的感情」も当条項では継承されていないことにも注目すべきである。

⁶⁹ 旧監獄行刑法の第1条は、「徒刑拘役の執行は、受刑者を改善更生させ、社会生活に適応させることを目的とする」であった。

(二) 2015年通達「仮釈放審査参考基準」

一方、2015年に各刑務所の基準を統一することを目的にして定められ、2020年改正監獄行刑法の施行を機に許可基準となった法務部通達「審査参考基準」は、従来の「基準」とは異なる様相を呈し、特殊な理念によって構成されている。

「審査参考基準」は本文と別表「仮釈放審査参考原則一覧表」（後出表3。以下、「審査参考表」と称する）からなっている。本文の部分には7点の政策的指示が含まれ、厳格審査や寛大審査にすべき案件の類型が例示されている⁷⁰。その内容の多くは、「審査参考表」に反映されている。ただ、当基準の本文の1は、別表の審査参考表を許可審査の原則規定にするとされているものの、実際両者には多数の相違点がある。例えば、本文の規定で寛大審査とされる刑期3年以下や開放的処遇を受けている受刑者、女性受刑者などは「審査参考表」には反映されず、「審査参考表」にある「犯罪所得が高く仮釈放は社会的感情に合わない」、「犯罪により重大な危害が生じたことがあ

⁷⁰「仮釈放審査参考基準」本文の部分（一部は要旨のみ翻訳）

1. 仮釈放案件について、別表を基礎原則とする。
2. 2年以下の短期刑の案件は、月ごとに報告し、手続を簡素化する。
3. 刑期3年以下、開放的処遇、高齢者、病弱者、女性、少年などの受刑者、及び初犯、従犯、過失犯、偶発犯など悪質性や惹起した害悪が軽微である者、並びに再犯リスクの低い又は適切な更生計画のある者に対して、その案件を寛大に審査する。
4. 悔悛の実証を主に考慮して、初回の審査を不許可にする不文律を排除し、執行率に拘らない。
5. 以下の案件について、状況によって許可すべきである。
 - ①生命身体法益を害した犯罪でない初犯
 - ②残刑1年以下で重大な規則違反のない者
 - ③重病、身体障害、加齢衰弱など明らかに再犯の可能性のない者及び要介護の者
 - ④犯行後の態度が良好で且つ賠償や弁償に尽力している者
6. 重大事案及び連続性、集団性、暴力性のある犯罪、被害の多い犯罪や通り魔的犯罪、多前科者による犯行の複雑な犯罪、仮釈放中の犯罪、所内規則違反の多い教育困難者について、状況を斟酌して厳しく審査する。
7. 類型上再犯しやすい犯罪（薬物、窃盗及び公共危険など）且つ仮釈放取消記録のある者に対して、状況を斟酌して厳しく審査する。

り、仮釈放が公平正義に反する」、「仮釈放により社会的不安を引き起こすと予想される」などは、本文の規定には存在しない。ただ、本文と別表が一体となったため、その全部が現在の許可基準となっている。

「審査参考基準」の最大の特徴と言えば、列挙した案件類型を「犯罪の状況」、「犯罪後の態度（刑務所内の行状を含む）」・「再犯危険性（前科記録を含む）」という三つのグループに分けて、「厳格審査」や「寛大審査」の2つのカテゴリーに帰属させているところであろう。厳格審査と寛大審査の二大方針を挙げていることについて、これは、20余年以来台湾の刑事政策において支配的地位を占めている「両極分化（刑事）政策⁷¹」という概念が仮釈放分野で進められたことを反映していると言われている⁷²。そして、「再犯危険性」が20年ぶりに判断基準に再登場したことも大きな特徴といえる。既述のとおり、過去の基準の運用では、不文律的に再犯危険性のないことが改悛の実証として理解されていた。しかし、再犯危険性の判断が難しい故に、不文律による判断は結局、改悛の実証の判断構造全体が疑われがちになり、判断基準に再犯危険性を測る客観的方法を導入し、再犯予測や再犯危険性の測定の審査を通った受刑者のみ仮釈放する議論が後を絶たなかった。このような背景で、許可基準に再犯危険性が改めて導入された理由は理解できよう。

(表3)

	寛大審査	厳格審査
犯罪の状況	1. 過失犯、偶発犯、従犯 2. 犯罪動機が単純であり且つ情状が憫諒すべきである 3. 悪性や危害の程度が軽微である 4. 被害者なし	1. 連続性、集団性、暴力重大性、多重性のある案件 2. 犯罪収益が高く仮釈放は社会的感情に合わない 3. 犯罪により重大な危害が生じたことがあり、仮釈放が

⁷¹ 台湾での両極分化刑事政策は、概ね90年代後期から日本の学説見解より導入した概念である。重大犯罪及び危険性の高い犯罪者に対して厳しい対応を行い、軽微犯罪及びある程度の改善可能性のある犯罪者に対して緩やかな対応を行うという寛大と厳格並行の刑事政策であると理解されている。許福生『刑事政策學』（元照出版社、3版、2017）433頁。

⁷² 謝如媛・前掲註（55）89頁。

		公平正義に反する 4. 被害者数が多い。通り魔的犯行
犯罪後の態度 (刑務所内の行状を含む)	1. 犯罪後の態度が良好であり且つ深い悔悟の情がある 2. 被害者又はその家族と和解をした。または宥恕された 3. 被害者の損失に対して弁償をした。又は犯罪による損害を補填した(犯罪収益の提出を含む) 4. 刑務所内での行状が良好である	1. 服役逃れ又は逃走を企てた 2. 謝罪しない、過ちを認めない又は頑迷で非を認めない 3. 賠償を逃れた又は故意に財産を移転した 4. 悪いことをし続けて悔い改めようともせず、複数の規則違反をした
再犯危険性 (前科記録を含む)	1. 初犯 2. 高齢又は病弱 3. 身分の喪失により再犯不可能 4. 家庭的・社会的支援が確実で、あるいは適切な更生のための計画がある	1. 複数回の犯罪 2. 捜査中又は仮釈放期間中に再犯 3. 仮釈放により社会的不安を引き起こすと予想される 4. 出所後の支援体制が貧弱

六、現行基準に対する若干の検討

(一) 累進処遇とのリンクからの脱却

台湾では、累進処遇制度が採用されており、その特徴として、責任点数を消化した場合は進級の機会を得ると同時に、規則違反により、進級停止や降級の処分も行われる⁷³。既述のように、監獄行刑法改正前は、累進処遇二級以上に進級することが要件とされ、そして許可基準では、受刑者の受刑状況が審査項目の一つとされ、結局、進級や点数の獲得情状が刑務所側のお墨付きとして、改悛の実証を推認するための材料として考えられる傾向があったばかりでなく、その影響で、監獄行刑法改正後の今においても、点数維持や進級を仮釈放の実質的要件として主張する見解さえ見られる⁷⁴。

しかし、刑法に限定して見れば、そもそも、受刑者の刑務所内での規則遵

⁷³ 行刑累進処遇条例第69ないし74条。

⁷⁴ 前出註16参照。

守への評価を仮釈放の実質的要件にしている、あるいは、累進処遇と結び付ける意図は、法典の成立経緯の側面を含めても確認しえない⁷⁵。そのため、仮に刑法の下位法令である行刑法の一制度として導入された累進処遇制度に、累進処遇を通じて仮釈放に辿り着く仕組みを導入したとしても、それに設けられる進級や成績保持といった規則遵守の要件を刑法に定める仮釈放の実質的要件として読み取る合理性については、かなり懐疑的である。監獄行刑法や累進処遇関連法令の旧規定のように、刑法上の仮釈放の形式的要件を満たしても、進級や成績保持がない限り手続が開始されないという内容は、実質的要件の判断手続の前段階に充足されるべき要件であり、手続的要件として考えるべきである。そもそも、実質的要件を判断する際に、再び手続的要件であった累進処遇の進級を基準にして、改悛の実証があることを推認することは、実質的要件への審査の意味が無に帰してしまう恐れさえある⁷⁶。2020年の監獄行刑法の改正は、一連の司法改革国会議の影響がその直接的な理由だったと思われつつも、「刑法に合わせる」ことを建前にした累進処遇進級要件の削除は寧ろ、本来の刑法の本旨に相応しいように思われる。

一方、行刑累進処遇条例やその細則にある累進処遇二級以上に進級する要件のような規定は、改正により一部空文化しているものの、一部はいまだに残存している。第2章第3節で述べたように、それを申請権のある刑務所側に対する手続的指示、すなわち、一級受刑者は原則申請、二級受刑者は裁量申請と解釈されるべきである。ただ、それを残すことだけでも、累進処遇の進級は「改悛の実証」の裏付けとして使われ、隠然たる要件となり引き続き

⁷⁵ 歴史的側面を見れば、清王朝時代に起草された「刑律草案（稿本）」（1905年）の趣旨説明では、仮出獄（仮釈放）は受刑者の刑務所での成績に対する報奨に基づくとの説明があったものの、その後の「刑律草案」の第13章（仮出獄）に対する説明では、受刑者の改悛そのものを重視するように読み取れる文言になった。同様の説明は旧刑法（1928年）においても修正されないまま踏襲され、このスタンスは現行刑法典まで一貫して変更されていないように思われる。黄源盛・前掲註（11）18頁、78頁。同「晚清民国刑法史料輯注（下冊）」（元照出版公司、初版、2010）917頁以下参照。

⁷⁶ 方向性はやや異なるが、類似する指摘は、蘇恒舜・前掲註（38）、103頁にも見られる。

可否審査に影響を与えるおそれはある。今後、台湾の行刑は累進処遇制度を取り続けようとしても、仮釈放に限っては、関係を断ち切る必要があると思われる。

(二) 両極分化刑事政策の仮釈放での運用に孕む問題

2020年の監獄行刑法の改正によって仮釈放審査基準の制定・公開が義務化され、それを受けて許可基準となった通達「審査参考基準」は、審査事項のみ提示して具体的な基準を殆ど示していなかった旧基準（処理注意事項）に比べ、基準の明確化の面では、大きな進歩を遂げた。しかし、両極分化政策を指導原則にしていると言われる審査参考基準を理解するにあたって、いくつかの点を指摘しておかなければならない。

まず、審査参考基準に事務的指示が混在していることを別論にしても、その全体は、刑法でいう「悔悛の実証」を判断するための基準に止まらず、仮釈放の政策的宣言もかなり混在していることを意識しなければならない。そもそも、仮釈放の実質的要件は「悔悛の実証」のみであり、それはこの要件を充足しなければ仮釈放はありえないことだけを意味し、仮釈放審査に使われる許可基準は、刑法上の実質的要件の充足を判断するための基準に加え、政策的要素から由来する基準もある程度含まれる。そのため、審査参考基準のような両者混在の基準について、直ちに否定するべきではないであろう。もっとも、この二つレベルの要素を同棲させることにより、（政策の意味でない）悔悛の実証を如何に判断するか、却って混沌とさせる危険性がある。例えば、審査参考基準には、刑期三年以下、女性、身体障害者、重病患者、身分喪失者、要介護者などといった、処遇効果にかかわらず変わりようもない要素まで盛り込まれており、それが「悔悛の実証」の判断で機能しえるかは疑問に思い、より明快な整理が求められると思う。

そして、「両極分化政策」の理念のもとに、軽微犯罪や改善更生が期待される犯罪者については、緩やかな対策を取り、重大犯罪や改善更生が期待されない犯罪者に対しては、厳しく対処することにすべきであるが、刑事立法

政策やダイバージョン政策としての「両極分化政策」ならともかく、仮釈放の場面での両極分化政策の運用は、場合によって、再犯予防の予後をより悪化させかねない⁷⁷。確かに、両極分化政策により、比較的軽い犯罪（若しくは犯罪者）に対して積極的仮釈放を行えば、刑務所人口を短期間で消化することができる。特に2010年代に入り深刻な過剰収容に陥った台湾の刑務所の状況を見れば、それを対策として運用することもありえる⁷⁸。しかし、両極分化政策により、問題性の低い受刑者だけを選んで仮釈放するだけでなく、問題性の高い受刑者がより厳格に審査されるため、その結果、彼らをフィルターの内側に止めることになろう。台湾法では、既に重罪三犯以降の重罪を除外類型とするという厳しい対策が導入され、これによって保護観察のない満期釈放を作り出さざるを得ないにもかかわらず、仮釈放のありうる事案についても、厳格審査の部類を作ることにより、仮釈放から遠ざかる受刑者をさらに選び出すことになりかねない。これは再犯防止対策としては好ましくない傾向である。

また、仮釈放可否審査の場面で、両極分化政策の理念を寛大審査や厳格審査といった方針に集約し、これをさらに「基準」に織り込むことは適切ではないと考える。前述した仮釈放のジレンマを助長する問題もあり、審査参考基準の本文と別表を分析すると、寛大審査と厳格審査の働きが大きく、場合によって、許可や不許可を暗示しているかのようにも読み取れる。すなわち、寛大審査や厳格審査といった方針により審査の厳格度の弛張があるというより、寛大審査や厳格審査の方針自体が審査の結論を意味する可能性がある。そうすると、審査参考基準全体が結論先行志向の基準になりかねず、別

⁷⁷ この基準に対する意見ではないが、両極分化政策を用いて、仮釈放も寛大と厳格の両方で実施すべきという意見が珍しくない。許福生・前掲註（71）384頁参照。

⁷⁸ 2012年の収容率は121%に達し、2015年は113%であった。法務部司法官学院編「105年犯罪状況及其分析」（2016）138頁。「審査参考基準」が発される当初の法務部の説明においても、仮釈放の活性化を刑務所の過剰収容対策として運用すると説明されている。法務部「法務部精進假釋效能 紓減超收現象」（2016年1月13日）<https://www.moj.gov.tw/2204/2795/2796/57559/>（2022年3月20日最終閲覧）。

表に当て嵌めるだけで結論を引き出す「審査」も容易に想像が付く⁷⁹。定型化した直通列車になれば、実質的に審査されるべき「悔悛の実証」は政策的指示に埋もれて意味が薄れてしまうおそれがあり、残念な基準となる。既定の方針で即座に結論が導かれることを防ぐために、寛大審査を積極的要素と、厳格審査を消極的要素と読み替え、それぞれを純化する必要があると思われる。

(三) 消えぬ漠然とした社会感情

前述したように、寛大審査や厳格審査というベクトルに示された内容を積極的要素や消極的要素として理解すべきであり、そうすれば、現在の台湾の仮釈放審査基準は、実質的に「犯罪状況の重大性」、「(在所行状を含む)犯罪後の態度の良さ」、「(前科記録を含む)再犯可能性の高さ」の三つに沿って積極的要素と消極的要素を加味して判断していると考えて良いだろう。旧基準(処理注意事項)で要求された「受刑状況の良否」という内容は、現行基準では、犯罪後の態度として判断され、所内行状や、規則違反が評価要素として要求されている。旧基準で要求された「社会感情」は新基準では正面から取り上げられていない。

先行研究でも指摘されたように、旧基準でいう「受刑者の釈放後の社会感情」には、判断が難しい問題があった。別の学者の論文でも、「社会感情」は意味が不明確なため、仮釈放申請を不許可にしようとするときに最も使いやすい理由であって、そして、許可しようとするときには最も無視される理由であると峻烈に批判された⁸⁰。実際、その判断は世論への配慮など世論的社会感情に転じたことが多く、特に重大犯罪では、この傾向が強かった。

一方、現制度では、「社会感情」は行刑法上で要求される仮釈放審査事項

⁷⁹ 通達発表当初の説明によれば、予め複数の類型を示して分類しておいたことは、仮釈放審査委員会の委員が短時間内で正確な判断ができるようにするためであるとしている(法矯正字第10403004500号式の三参照)。

⁸⁰ 周棟嫻・前掲註(54)162頁。

とされず、許可基準でも正面から取り上げられていないものの、新基準を見ると、いくつかの要素に転化していると分かった。その一部は、「社会の期待に沿えない」、「公平正義に反する」、「社会的不安を引き起こす」という文言のように、漠然とした消極的要素となっている。そうであれば、残念ながら、現行基準においも、社会感情が具体的に判断されることはあまり期待しえない。旧基準において、社会感情を判断する際に、警察機関の意見、受刑者の家庭及び地域の感情、被害回復の状況、出所後の生活計画、被害者感情の六つの項目が対象とされていた。これに比べて、現基準は寧ろ判断対象を曖昧にしている。のみならず、「犯罪状況の重大性」のベクトルにおいて、「社会の期待」や「公平正義」を判断の消極的要素にすることによって、結局、犯罪が重大であればあるほど、社会の期待や公平正義に沿う判断を行うためには、事実上、世論や世論的社会感情を汲み取るしかないように思われる。

そして、旧基準で隠れ要件だった「再犯の危険性」は新基準では判断の一側面として登場し、そのカテゴリーでは、旧基準になかった家庭や社会の支援といった社会内処遇との連携を示唆するような内容が盛り込まれており、大きな進歩の一つであると考えられる。一方、「社会的不安を引き起こす」が何故、再犯危険性の判断で消極的要素とされるかは判然としない。仮に、これが居住地の不安により増幅される再犯の危険性を意味するのであれば、受刑者に必要なのは帰住先の調整であり、それを出所後の支援体制で評価すればよく、尚更要素にする必要もない。もしこれが犯罪の重大性を用いて再犯危険性を推認する余地を残すための内容であれば、社会的不安が大凡犯罪の重大性と比例しているため、「社会の期待」や「公平正義」といった要素と相まって、重大犯罪の仮釈放の可能性をさらに薄くする内容となるおそれもあり、適切とも言えない。

(四) 行刑理念を埋没させるおそれ

改正後の現行監獄行刑法の第1条で掲げられる監獄行刑の理念は、受刑者

の自覚による改善更生や社会復帰を促進することが旧法より強調されており、現行法に法定した6つの仮釈放審査項目もこれに歩調を合わせたと考えられることは既述のとおりである。例えば、改正後の第116条第1項は「教化矯正処遇効果」や「更生計画」を審査事項の一つにしていることから、受刑者自身の状況を見る態度を取っているといえる。

しかし、これら審査事項に対して使われる物差し、つまり、現在の判断基準は、両極分化刑事政策の結論に導くかのような結論先行的な基準であるばかりでなく、両極分化刑事政策のもとに定型化された（仮釈放して良いとされる）再犯のおそれのない内容のほか、社会の期待、公平正義、社会の不安といった漠然とした社会防衛的要素が複数盛り込まれている。すなわち、現基準には、過剰収容対策としての意味に加え、「安全な仮釈放」を実現する社会防衛の色彩もかなり含まれているといえよう。そうすると、如何に仮釈放の審査を過度に社会防衛への配慮に傾けさせないようにするかが大きな課題の一つとなっているのみならず⁸¹、仮釈放が社会復帰のための制度として行刑の理念に統括されるべきという観点からして、審査基準が示した方向性は、場合によって法改正で明確にした理念を埋没させるおそれさえある。基準の改訂のないかぎり、運用の面では、改正後の監獄行刑法の理念に合わせた対応が望まれる。

七、日本の制度や実務に対する示唆

日本から継受した制度を長年運用し、近年新しい風を吹き込んだ台湾制度は、批判や懸念すべき点もあるが、日本法にとって実に示唆に富むものであろう。以下は、三つの側面から論点を挙げる。

（一）再犯のおそれ及び社会の感情について

日本では、現行の仮釈放許可基準⁸²に限らず、従前から「再犯のおそれ」

⁸¹ 蔡宜家＝呉永達「近10年犯罪状況及其分析—108年刑事修法與政策觀察」刑事政策與犯罪防治研究第26期（2020）56頁。

や「社会の感情」が許可判断において重要視されてきた。許可基準全体の心証を得ることはそもそも難しく、この二つはその難しさにさらに拍車をかけ、条件を満たした判断を行うのに許可基準を慎重に運用することが求められるようになった。このような構造は、仮釈放の消極的運用にも繋がったと指摘されている⁸³。

「再犯のおそれ」を言えば、社会内処遇規則に掲げられている四点をフローチャートのように逐次評価していく構造において、「悔悟の情及び改善更生の意欲」の存在によって推認された「再犯のおそれがないこと」を否定するだけの再犯の危険性があるかどうかの判断が中心となる⁸⁴。四つの内容を総合的に判断する時期での指摘であるが、特に身体犯の重大事件については、その判断が慎重になり、再犯した場合の社会の批判を怖れるのであり、再犯予測のシステムがない現状においてはやむを得ないとの見解が見受けられる⁸⁵。このような「再犯のおそれ」に対する判断が犯罪の重大性や社会感情への配慮と連動している分析は、奇しくも前述台湾の実証研究での指摘と似通っているものである。しかし、少なくとも現行基準においては、同様のスタンスを取り続ければ、受刑者の悔悟の情及び改善更生の意欲を安易に否定してしまうおそれがある。再犯予測システムの不存在がその一因であるが、台湾のように再犯のおそれ（危険性）をある程度要素化して、それを総合的に判断することは、起こりうるバイアスに歯止めをかける一対策としては考えられる。ただ、再犯予測システムの導入を策定している台湾においても、識者は、導入する再犯予測システムばかりを頼った判断は、社会防衛的概念を引き込み、受刑者の改悛の情を凌駕する判断となる危険性が依然とし

⁸² 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」（平成20年法務省令第28号）の第28条を指す。

⁸³ 武内謙治「仮釈放—必要的仮釈放をめぐる議論を中心に—」本庄武＝武内謙治編著『刑罰制度改革の前に考えておくべきこと』（日本評論社、2017）107頁。

⁸⁴ 太田達也「仮釈放要件と許可基準の再検討：「改悛の状」の判断基準と構造」慶應義塾大学法学研究84巻9号（2011）30-31頁。

⁸⁵ 西中間貢「仮釈放制度の引用の現状と課題」矯正講座第27号（2006）32頁。

て存在すると予想し、その運用を慎重にすべきであると警鐘を鳴らした⁸⁶。将来的には、日本においても、同様のことが起りうることとして、注意すべきであろう。

(二) 仮釈放不許可判断の理由の告知について

日本の制度では、仮釈放審査の全過程において、受刑者は関連書類の記入や面接が求められることにより、自身の仮釈放時期が近づいていることを推測しうるが、その他ほとんどの状況においては蚊帳の外に置かれている。確かに、仮釈放手続に乗せることについて、仮釈放面接を想定し、受刑者は、事件についての反省、被害弁済の計画のほか、問題点をどう克服し、二度と同じ過ちを繰り返さないための生活の計画について整理し直し、満期釈放を想定すれば、彼らはこの作業をしないことが多いのであるから、それだけでも再犯防止上の一定の意味を持っていると指摘されている⁸⁷。しかし、仮釈放に繋がらなかった場合、その理由も告知されない現状では、自己改善のための根拠情報すらなく、それによりこの作業を虚無に帰させれば残念なことである。

台湾では、仮釈放不許可決定が行われた場合、主要理由通知書を用いて受刑者に通知する。日本法と異なり、台湾制度では、仮釈放審査会レベルで仮釈放を許す議決に至らなくても、最終的に法務部が不許可決定を行うため、決定に対する不服申立が可能とされている。受刑者に理由を通知する議論は、仮釈放取消決定に対する不服申立ての処理をめぐる議論と連動し、一時期、受刑者への仮釈放申請権の付与の議論の手前にまで発展した。台湾制度を参考にするにあたって、より詳細な検討作業を行わなければならないが、理由の告知を申請権の議論と切り離し、受刑者の自覚を促す方法の一つとして、社会復帰・改善更生に資する範囲内で理由の告知を行うことは、台湾制

⁸⁶ 蔡宜家＝呉永達・前掲註(81) 56、60頁。

⁸⁷ 荒木龍彦「刑務所出所者の再犯防止をめぐって—日本の仮釈放の向かう道—」矯正講座第39号(2019) 75頁。

度の運用を参考にして検討する価値があると考えられる。

(三) 仮釈放審理の活性化について

台湾の場合、仮釈放の第一段階の審査は各刑務所に設置されている仮釈放審査会が行う。各刑務所に設置している分、審査のキャパシティーが大きく、多量の審査を可能にしている。過去10年、毎年約2万9千件から3万7千件の審査案件が仮釈放審査会に提出された⁸⁸。毎年1万1千人前後という仮釈放者の数からみて、その件数が並大抵でないことが分かる。カギとなった理由は、台湾制度では運用面で、形式的要件・手続的要件を満たしている受刑者の案件について、刑務所側が定期的に案件を審査会に提出していることにある⁸⁹。そのため、受刑者に仮釈放審査を受けさせる機会を多く与えている。ある意味、受刑者を長期の目線で見るというメリットがある。

目を転じて日本を見れば、日本の仮釈放審理は、全国8か所に設置されている地方更生保護委員会が行っている。日台間の収容者数や審理開始の基準などの違いがあり、審理件数について、単純比較は不適切であるが、日本並みの受刑者数のある台湾では、その仮釈放案件を審査するには、各刑務所に審査会を設置しなければ間に合わないともいえるのであれば、日本は8つの地方更生委員会が全日本の案件を審理するのに、かなり厳しい状況に置かれていることも推測しうる⁹⁰。しかし、受刑者の改悛の状は一夜にして成し遂

⁸⁸ 2020年は29,672件であった。法務部司法官学院編・前掲註(40)167頁。

⁸⁹ 従来、旧通達「辦理假釋應行注意事項」の第十三において、仮釈放が認められなかった事案について、4か月の提出禁止期間が設けられていた(所内褒賞を受けた場合は、短縮する除外規定もあった)。その反面解釈から形成した慣行ではあるが、認められなかった案件であっても、受刑者の所内規則違反がなく、形式的要件や手続的要件を満たし続ける限り、4か月後に再度審査に出されることになる。この通達内容は、監獄行刑法の全面改正の際に当法に盛り込まれ、第118条の第2項に置かれている。

⁹⁰ 台湾の受刑者数は、2011年から2019年は5万7千人前後を推移し、2020年末時点は53,493人であった。法務部司法官学院編・前掲註(40)161頁。なお、台湾の収容者数は少なくはないが、収容者数は起訴・公判の人数と運動しており、結局は刑事訴追・裁判制度の運用の問題にも繋がっているため、数字だけで良し悪しの判断が付かないことには注意しなければならない。

げるものではなく、仮釈放の審理を行う地方更生保護委員会が外部の第三者機関だからこそ、連続した定点観測を行い、受刑者に与える処遇効果を段階的に受け止めるメリットがある。仮釈放審理も1回きりの「点」の審理ではなく、「線」の審理となるよう複数回の審理を実施し、仮釈放決定機関自身が受刑者の改善更生の変化を見極めるような仕組みにすべきである⁹¹。

八、結びに代えて—残された課題—

以上、台湾における仮釈放の制度構造、特にその要件や判断基準について、法規の変遷を説明したうえで検討を行った。台湾の制度は、長年ピラミッド式の沈黙を経た反動として、近年の制度改革やそれに対する議論が大きい反面、日本制度への示唆を更に汲み取るのに、特に2020年監獄行刑法の改正は、実務運営効果にどのような影響を与えているのか、詳細な検証を行わなければならない。また、新旧要素が共存している台湾制度を参考にしつつ、仮釈放の場面において、如何なる形で受刑者に関与する機会を与えるべきなのかについても、今後の研究課題としたい。

【付記】 本稿は、JSPS 科研費 JP21K13203の助成を受けたものである。

⁹¹ 太田達也『仮釈放の理論』（慶應義塾大学出版会、2017）249頁。